

# お知らせ

## 後発医薬品のある先発医薬品の選定療養について

令和6年度診療報酬改定により令和6年10月1日から導入される制度として、患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者さんにご負担いただく仕組みが導入されています。

（長期収載品とは後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品のことです。）

### 【対象となる医薬品】

- ・ 外来患者の院外処方
- ・ 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品

### 【対象外となる場合】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合
- ・ 在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

### 【自己負担額について】

- ・ 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1  
※選定療養費には別途消費税もかかります

省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください。

[後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について | 厚生労働省](#)（※リンクあり）

リンク先ページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

以上